

職員の勤務時間等に関する条例

〔平成 21 年 10 月 8 日〕
〔 条 例 第 4 号 〕

改正 平成 28 年 2 月 24 日条例第 5 号

職員の勤務時間等に関する条例（平成 7 年北但行政事務組合条例第 17 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第 2 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関しては、豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年豊岡市条例第 39 号）の規定を準用する。この場合において、「市町」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（平成 18 年北但行政事務組合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 28 年 2 月 24 日条例第 5 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。